

## 資料－1

### 利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約(案)

#### (名称)

第1条 本会のは、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、名称はを、「利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。

#### (目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、利根川上流域における堤防決壊等に伴う大規模な侵水被害に備え、関係する河川管理者、都県、（独）水資源機構、市区町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための、利根川上流河川事務所管内の利根川、広瀬川、小山川、早川、思川、巴波川、渡良瀬川、鬼怒川において協議・情報共有を行うことを目的とする。

#### (協議会)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることが出来る。

#### (部会)

第4条 協議会は複数の氾濫ブロックをまとめた全体を対象とするが、氾濫ブロックごとの地域の実情に応じて適切に検討を行うため、協議会に部会を置く。

- 2 部会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、第2項によるもののほか、部会構成員の同意を得て、必要があると認めるときには構成員を追加するほか、構成員以外の者（学識経験者等）を部会に出席させ、意見を求めることが出来る。

#### (幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要があると認めるときには構成員以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。

（事務局）

第6条 協議会等の事務局を、関東地方整備局利根川上流河川事務所防災対策課に置く。

（協議会及び部会の検討内容）

第7条 協議会及び部会で行う検討内容は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」（協議会）と氾濫ブロック毎の「ブロック計画」（部会）の作成
3. 「地域の取組方針」及び「ブロック計画」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）

第8条 協議会及び部会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会及び部会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会及び部会資料等の公表）

第9条 協議会及び部会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会及び部会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会及び部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会等の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項に

については、協議会等で定めるものとする。

（附則）

第11条 本規約は、平成28年5月31日から施行する。

平成28年9月12日 改定

平成29年6月19日 改定

平成30年 月 日 改定

別表1

## 利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

	組織	協議会		幹事会	
				危機管理担当	水防担当
国	国土交通省	利根川上流河川事務所長		利根川上流河川事務所 副所長	同左
	気象庁	東京管区気象台 気象防災部長		東京管区気象台 総務部業務課長	同左
都県	茨城県	防災・危機管理部 防災・危機管理課	土木部 河川課長	防災・危機管理部 防災・危機管理課長補佐	土木部 河川課長補佐
	栃木県	<b>栃木県知事</b>		県民生活部 危機管理課長補佐	県土整備部河川課 県土防災対策班長
	群馬県	総務部 危機管理室長	県土整備部 河川課長	総務部 危機管理室長補佐	県土整備部 河川課長補佐
	埼玉県	危機管理防災部 消防防災課長	県土整備部 河川砂防課長	危機管理防災部 消防防災課長補佐	県土整備部 河川砂防課長補佐
	千葉県	防災危機管理部 危機管理課長	県土整備部 河川環境課長	防災危機管理部 危機管理課長補佐	県土整備部 河川環境課長補佐
	東京都	総務局 総合防災部 計画調整担当課長	建設局 河川部 防災課長	総務局 総合防災部 計画調整担当課長補佐	建設局 河川部 防災課長補佐
		総務局 総合防災部 防災対策課長		総務局 総合防災部 防災対策課長補佐	
(独)	水資源機構	特命審議役(関東事業担当)		特命審議役(関東事業担当)	同左
市区町	茨城県	古河市	古河市長	総務部 危機管理課長	総務部 消防防災課長
		常総市	常総市長	市長公室 防災危機管理課長	同左
		取手市	取手市長	総務部 安全安心対策課長	同左
		守谷市	守谷市長	生活経済部 交通防災課長	同左
		坂東市	坂東市長	総務部 交通防災課長	同左
		五霞町	五霞町長	生活安全課長	同左
		境町	境町長	総務部 防災安全課長	同左
	栃木県	<b>足利市</b>	<b>足利市長</b>	<b>総務部 危機管理課長</b>	<b>同左</b>
		栃木市	栃木市長	総務部 危機管理課長	同左
		佐野市	佐野市長	行政経営部 危機管理課長	同左
		小山市	小山市長	消防本部 危機管理課長	同左
		野木町	野木町長	総合政策部 総務課長	同左
	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市長	総務部 安心安全課長	消防本部 警防課長
		太田市	太田市長	総務部 防災防犯課	同左
		館林市	館林市長	総務部 安全安心課長	同左
		玉村町	玉村町長	環境安全課長	同左
		板倉町	板倉町長	総務課長	同左
		明和町	明和町長	総務課長	同左
		千代田町	千代田町長	総務課長	同左
		大泉町	大泉町長	総務部 安全安心課長	同左
		邑楽町	邑楽町長	安全安心課長	同左
埼玉県	さいたま市	さいたま市	さいたま市長	危機管理部 防災課長	土木部 河川課長
		熊谷市	熊谷市長	市長公室 危機管理室長	妻沼行政センター 所長
		<b>川口市</b>	<b>川口市長</b>	<b>危機管理部 防災課長</b>	<b>建設部 河川課</b>
		行田市	行田市長	市民生活部 防災安全課長	建設部 管理課長
		加須市	加須市長	環境安全部 危機管理防災課	建設部 治水課長
		本庄市	本庄市長	市民生活部 危機管理課長	市民生活部 危機管理課長
		春日部市	春日部市長	市長公室 防災対策課長	同左
		羽生市	羽生市長	総務部 地域振興課長	まちづくり部 建設課長
		鴻巣市	鴻巣市長	企画部 危機管理課長	同左
		深谷市	深谷市長	総務部 総務防災課長	都市整備部 道路河川課長
		<b>上尾市</b>	<b>上尾市長</b>	<b>総務部 危機管理防災課長</b>	<b>同左</b>
		草加市	草加市長	市長室 危機管理課長	建設部 建設管理課長
		越谷市	越谷市長	市民協働部 危機管理課長	建設部 治水課長
		桶川市	桶川市長	市民生活部 安心安全課長	都市整備部 道路河川課長
	北本市	久喜市	久喜市長	市民部 消防防災課長	同左
		<b>北本市</b>	<b>北本市長</b>	<b>市民経済部 くらし安全課長</b>	<b>同左</b>
		八潮市	八潮市長	生活安全部 危機管理防災課長	建設部 道路治水課長
		三郷市	三郷市長	環境安全部 危機管理防災課長	同左
		蓮田市	蓮田市長	総合政策部 危機管理課長	都市整備部 道路課長
		幸手市	幸手市長	市民生活部 危機管理防災課長	同左
		吉川市	吉川市長	市民生活部 危機管理課長	同左
		白岡市	白岡市長	総合政策部 安心安全課長	同左
千葉県	伊奈町	<b>伊奈町</b>	<b>伊奈町長</b>	<b>生活安全課長</b>	<b>土木課長</b>
		上里町	上里町長	くらし安全課長	まち整備課長
		宮代町	宮代町長	町民生活課長	同左
	松伏町	杉戸町	杉戸町長	くらし安全課長	同左
		松伏町	松伏町長	総務課長	同左
		野田市	野田市長	市民生活部 防災安全課長	土木部 管理課長
東京都	柏市	柏市	柏市長	総務部 防災安全課長	同左
		<b>流山市</b>	<b>流山市長</b>	<b>市民生活部 防災危機管理課長</b>	<b>土木部 河川課長</b>
		我孫子市	我孫子市長	市民生活部 市民安全課長	建設部 治水課長
	葛飾区	足立区	足立区長	危機管理部 災害対策課長	都市建設部 企画調整課長
		葛飾区	葛飾区長	地域振興部 危機管理課長	都市整備部 調整課長
	江戸川区	江戸川区長		危機管理室 防災危機管理課長	土木部 計画調整課長

別表2

	組織	部会		利根川上流 (右岸)	利根川上流 (左岸)	利根川中流 (右岸)	利根川中流 (左岸)	渡良瀬遊水 地周辺
国	国土交通省	利根川上流河川事務所長		○	○	○	○	○
	気象庁	東京管区気象台 気象防災部長		○	○	○	○	○
都県	茨城県	防災・危機管理部 防災・危機管理課長	土木部 河川課長	○			○	○
	栃木県	県民生活部 危機管理課長	県土整備部河川課 県土防災対策班長		○			○
	群馬県	総務部 危機管理室長	県土整備部 河川課長	○	○			○
	埼玉県	危機管理防災部 消防防災課長	県土整備部 河川砂防課長	○	○			○
	千葉県	防災危機管理部 危機管理課長	県土整備部 河川環境課長			○		
	東京都	総務局 総合防災部 計画調整担当課長	建設局 河川部 防災課長	○				
(独)	水資源機構		関東事業室長(特命審議役)	○	○	○	○	○
	茨城県	境工事事務所	境工事事務所長	○			○	○
都県		常総工事事務所	常総工事事務所長				○	
		竜ヶ崎工事事務所	竜ヶ崎工事事務所長				○	
	栃木県	栃木土木事務所	栃木土木事務所長		○			○
	群馬県	伊勢崎土木事務所	伊勢崎土木事務所長	○	○			
		太田土木事務所	太田土木事務所長		○			
		館林土木事務所	館林土木事務所長		○			○
	埼玉県	本庄県土整備事務所	本庄県土整備事務所長	○	○			
		熊谷県土整備事務所	熊谷県土整備事務所長	○	○			
		行田県土整備事務所	行田県土整備事務所長	○	○			○
		杉戸県土整備事務所	杉戸県土整備事務所長	○				
市区町	千葉県	東葛飾土木事務所	東葛飾土木事務所長			○		
		柏土木事務所	柏土木事務所長			○		
	茨城県	古河市	古河市長				○	○
		常総市	常総市長				○	
		取手市	取手市長				○	
		守谷市	守谷市長				○	
		坂東市	坂東市長				○	
		五霞町	五霞町長	○				
		境町	境町長				○	
	栃木県	足利市	足利市長		○			
		栃木市	栃木市長		○			○
		佐野市	佐野市長				○	
		小山市	小山市長				○	
		野木町	野木町長				○	
都県	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市長	○	○			
		太田市	太田市長		○			
		館林市	館林市長		○			
		玉村町	玉村町長	○				
		板倉町	板倉町長		○			○
		明和町	明和町長		○			
		千代田町	千代田町長		○			
		大泉町	大泉町長		○			
		邑楽町	邑楽町長		○			
	埼玉県	さいたま市	さいたま市長	○				
		熊谷市	熊谷市長	○	○			
		川口市	川口市長	○				
		行田市	行田市長	○				
都県		加須市	加須市長	○	○			○
		本庄市	本庄市長	○	○			
		春日部市	春日部市長	○				
		羽生市	羽生市長	○				
		鴻巣市	鴻巣市長	○				
		上尾市	上尾市長	○				
		深谷市	深谷市長	○				
		草加市	草加市長	○				
		越谷市	越谷市長	○				
		桶川市	桶川市長	○				
		久喜市	久喜市長	○				
		北本市	北本市長	○				
		八潮市	八潮市長	○				
都県		三郷市	三郷市長	○				
		蓮田市	蓮田市長	○				
		幸手市	幸手市長	○				
		吉川市	吉川市長	○				
		白岡市	白岡市長	○				
		伊奈町	伊奈町長	○				
都県		上里町	上里町長	○				
		宮代町	宮代町長	○				
		杉戸町	杉戸町長	○				
		松伏町	松伏町長	○				
都県	千葉県	野田市	野田市長			○		
		柏市	柏市長			○		
		流山市	流山市長			○		
		我孫子市	我孫子市長			○		
都県	東京都	足立区	足立区長	○				
		葛飾区	葛飾区長	○				
		江戸川区	江戸川区長	○				